総合評価方式における「週休2日確保の状況」項目の今後の取り扱いについて

令和8年10月1日
財政局契約管理部契約課

このたび、週休2日の確保に向けた取組の定着を踏まえ、令和8年10月起工分から「さいたま市週休2日制適用工事実施証明書」の発行は廃止されました。これに伴い、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」における評価項目である「週休2日確保の状況」についても、令和8年10月起工分以降の実績は加点対象外といたしますので、あらかじめお知らせします。

なお、令和9年4月に「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」における評価項目「週休2日確保の状況」の見直しも予定しておりますので、以下のとおり併せてお知らせします。

◆さいたま市総合評価方式活用ガイドライン(令和8年4月)適用工事
→「さいたま市週休2日制適用工事実施証明書」に基づき、「週休2日確保の状況」を評価する。
(「さいたま市週休2日制適用工事実施証明書」が発行されない工事の実績は、「週休2日確保の状況」の評価対象にならない。)

◇さいたま市総合評価方式活用ガイドライン(令和9年4月)適用工事
→「週休2日確保の状況」項目の見直しを行う。(予定)

(参考)「週休2日確保の状況」における総合評価方式への反映スケジュール

